

備前市スポーツ少年団種目別交歓大会開催補助金交付要綱

(交付の目的)

この補助金は、備前市スポーツ少年団加盟各単位団の市内における交流大会の開催を支援することによって、単位団活動の活性化、競技レベルの向上、団員の交流を図ることを目的とし、単位団または複数の単位団からなる団体、（複数の場合は、代表の単位団または種目本部員）に対し予算の範囲内で交付する。

(対象)

補助対象は、備前市スポーツ少年団に加盟する単位団または複数の単位団からなる団体が主体となって、市内における同一種目の単位団が参加できる交流大会を開催した場合、年間3大会を対象として予算の範囲内で補助金を交付する。

ただし、市内に同一種目団が1団しかない場合や何らかの都合でやむを得ず市内の同一種目の単位団が参加できない場合に限り、他市の複数の団と交流大会を開催する場合も対象として予算の範囲内で補助金を交付する。

また、岡山県スポーツ少年団交流大会促進事業補助金を受けた事業は除く。

(補助対象経費)

報償費（審判への謝礼）

消耗品費（競技備品・表彰）

印刷製本費

役務費（郵送料・通信運搬費・保険料）

借上料（会場使用料・照明料）

その他本部長が活動に必要と認める経費

(補助金の額)

補助金の額は、補対象経費の10分の10以内とし、1大会上限3万円とする。

(交付申請)

この補助金を受けようとする単位団（複数の場合は、代表の単位団または種目本部員）は、備前市スポーツ少年団に実施日の1週間前までに大会募集要項を添付して補助金交付申請書（様式1）を提出する。

(実績報告)

申請した単位団（複数の場合は、代表の単位団）は、事業実施後すみやかに事業実績報告書（様式2）に次に掲げる書類を添付して備前市スポーツ少年団に提出する。

- (1) 当日パンフレット（参加者または参加チーム名簿が掲載されているもの）
- (2) 大会結果
- (3) 事業の様子が分かる写真
- (4) 収支報告書（領収書・レシートの写し添付）

(補助金の交付)

実績報告を審査し、補助金交付の決定の後、請求（様式3）を提出する必要がある。

★ 補助金申請について

1. 補助金の対象となる団体について

① 次の条件を満たすもの

- ・ 備前市スポーツ少年団に加盟する単位団または複数の単位団からなる団体
- ・ 市内における同一種目の単位団が参加できる交流大会を主催として開催した単位団または、複数の単位団からなる団体

② 同一団体に対する交付は、原則として同一年度内において3回限りとし、予算の範囲内とする。

2. 交付申請手続き方法について

① 補助対象者は、その大会を実施する1週間前までに大会募集要項を添付した補助金交付申請書（様式1）にて申請する。

② 事業終了後すみやかに、補助金実績報告（様式2）する。

③ 実績審査後補助金額の交付が確定され、補助金を請求（様式3）できる。

3. 注意事項

補助金の対象となる大会は、市スポ少に登録している同一種目の単位団が出場可能な大会を開催した場合とする。ただし、各単位団の事情により同一種目の単位団が参加できない場合もあるので、その場合は、報告時にその旨を報告書の「その他」の欄に記入すること。